

平成十五年二月二十一日受領
答 弁 第 四 一 号

内閣衆質一五五第四一号

平成十五年二月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員北川れん子君提出入管収容施設における被収容者の処遇に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員北川れん子君提出入管収容施設における被収容者の処遇に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「被拘禁者処遇最低基準」とは、千九百五十七年に国際連合経済社会理事会で承認された「被拘禁者処遇最低基準規則」に示された基準を指すものと解されるが、同規則は、各国が被拘禁者の処遇及び施設の管理に当たり、それぞれの法律的、経済的、社会的条件等を考慮に入れながら指導理念として尊重し、可能な限り充足に努力すべき国際的な基準としての意味を持つものであり、法的拘束力を有するものではないと考えている。

二について

お尋ねの「制約を受ける」ということが何を意味するのか必ずしも明らかではないが、入国者収容所又は収容場（以下「収容所等」という。）における被収容者の処遇は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和五十四年条約第七号）、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（平成十一年条約第六号）、児童の権利に関する条約（平成六年条約第二号）等の人権に関する条約に規定されている基準等を踏まえて適正に行っている。

三について

御指摘の最終見解のパラグラフ十九で述べられている「暴力」といわれるほとんどのものは、収容所等における規則に違反した被收容者又は收容所等の秩序を乱した被收容者の行為を入国警備官が制止する過程において偶発的に発生したものであるが、入国警備官の行為に行き過ぎがあつたと認められる場合には、当該入国警備官を懲戒処分に付すなど厳正に対処しており、また、収容所等の職員に対する監督指導の徹底、警備処遇に携わる入国警備官に対する法令研修及び実務に即した警備処遇研修の実施、被收容者処遇規則（昭和五十六年法務省令第五十九号。以下「処遇規則」という。）の改正等の措置を講じて処遇の適正・公正を期している。

女子被收容者に対する配慮としては、女子被收容者専用の收容区域を設置している入国者收容所及び東京入国管理局においては、女子被收容者の処遇はすべて女子入国警備官が行っている。その他の地方入国管理局等においては、身体検査、衣類の検査及び入浴の立会いは女子入国警備官が行うこととしており、女子入国警備官が不在のときには、局長が指名した入国警備官以外の女子職員が行い、その他の処遇についても、できるだけ女子入国警備官に行わせるようにしている。

また、被收容者の收容期間が長期にわたる場合に、当該被收容者の年齢、健康状態等にかんがみ身体の拘束を解く必要が生じたときには、仮放免を弾力的に運用するなどして対応することとしている。

四について

平成十年から平成十四年までの間に收容所等において処遇規則第十八条に基づき被收容者を保護室（被收容者を隔離する場合において、生命・身体の保護及び鎮静を目的とした相応の構造を有する部屋をいう。）に隔離した事案の隔離期間別及び隔離事由別の件数について、收容所等別の内訳は別表一、年別及び男女別の内訳は別表二、国籍別の内訳は別表三のとおりである。

五について

平成十年から平成十四年までの間に收容所等において金属手錠を使用した事案の使用事由別の件数について、年別及び男女別の内訳は別表四、国籍別の内訳は別表五のとおりである。

六について

平成十年から平成十四年までの間に收容所等において皮手錠を使用した事案の使用事由別の件数について、年別及び男女別の内訳は別表六、国籍別の内訳は別表七、使用状況別の内訳は別表八のとおりである。

なお、護送中に皮手錠を使用することはない。

七について

平成十年から平成十四年までの間に收容所等において捕じようを使用した事案の使用事由別の件数について、年別及び男女別の内訳は別表九、国籍別の内訳は別表十、使用状況別の内訳は別表十一のとおりである。護送中の使用件数については、統計がないため答弁できない。

八について

処遇規則第二十条第一項各号に規定する皮手錠、金属手錠及び捕じよう以外の物を戒具として使用することはない。

なお、被收容者が自己に危害を加える行為を行う場合に、身体への衝撃を緩和するなどして受傷を防止するため、毛布、タオル等の物品を使用することはある。

九について

該当する事案はない。

十について

平成十年から平成十四年までの間に収容所等において自殺した被收容者は、平成十三年に西日本入国管理センターにおいて自殺した一人のみである。自殺未遂の人数については、統計がないため答弁できない。

なお、平成十年から平成十四年までの間に収容所等で発生した自損行為事案の件数について、収容所等別の内訳は、別表十二のとおりである。

十一について

平成十年から平成十四年までの間に収容所等において骨折した被收容者の人数については、統計がないため答弁できない。

なお、平成十年から平成十四年までの間に収容所等において骨折を理由に治療を受けた被收容者の人数について、収容所等別の内訳は、別表十三のとおりである。

十二について

収容所等の被收容者の処遇に関する事務を所掌する部門の入国警備官について、平成十年度から平成十四年度までの各年度末における定員は、別表十四のとおりである。

十三について

平成十年から平成十四年までの間に被収容者が収容所等の外部の医療機関で診察を受けた件数について、収容所等別の内訳は、別表十五のとおりである。

十四について

平成十年から平成十四年までの間に処遇規則第四十条に基づき被収容者に外出を許可した事案について、裁判の出廷を許可の事由とするものの件数は、平成十四年の東京入国管理局横浜支局における三件である。

別表一 収容所等別の内訳
年

西日本 入国 理 夕 一 ン									東日本 入国 理 夕 一 ン									収容所等 ・隔離期間・隔離事由						
十日以上			五日以上 十日未満			一日以上 五日未満			一日未満			十日以上			五日以上 十日未満				一日以上 五日未満			一日未満		
三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号		三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号
																								平成十年
一	一	五	〇	一	二	一	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	二	一	〇	二	一	〇	六	〇	〇	六	
〇	〇	二	〇	〇	二	〇	一	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	二	〇	〇	一	平成十一年
一	〇	四	一	一	三	一	〇	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	六	〇	〇	平成十二年
〇	〇	五	二	一	二	三	〇	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	一	八	〇	三	平成十三年
〇	〇	一	〇	〇	二	二	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	三	三	〇	一	平成十四年

(単位 件)

(注) 「一号」、「二号」及び「三号」は、処遇規則第十八条第一項各号に規定する隔離事由をいう(以下別表三までにおいて同じ。)

									福岡入国管理局			大村入国事務所														
十日以上			五日以上 十日未満			一日以上 五日未満			一日未満			十日以上			五日以上 十日未満			一日以上 五日未満			一日未満					
三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三	四	六	三	○	二	二	一	四	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	九	○	一	○	二	三	二	○	○	一	二	二	二	○
○	○	一	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三	○	四	○	四
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三	○	○	三
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○

別表二 年別及び男女別の内訳

十日以上			五日以上 十日未満			五日未満 一日以上			一日未満			隔離期間 ・ 隔離事由	年・男女	
													三 号	二 号
三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号			
二	二	一	三	一	五	三	三	一	〇	〇	六	男	平成十年	
二	三	二	一	〇	一	一	〇	二	〇	〇	〇	女		
四	五	一	四	一	六	四	三	二	〇	〇	六	計		
一	九	二	一	〇	四	四	三	二	八	一	〇	男	平成十一年	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五	二	〇	女		
一	九	二	一	〇	四	四	三	二	一	三	二	計		
一	〇	四	一	一	三	二	〇	一	九	〇	四	男	平成十二年	
〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	二	〇	〇	〇	女		
一	〇	五	一	一	三	二	〇	三	九	〇	四	計		
〇	〇	五	二	一	一	三	〇	三	一	〇	六	男	平成十三年	
〇	〇	〇	〇	〇	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	女		
〇	〇	五	二	一	二	四	〇	三	一	〇	六	計		
〇	〇	一	〇	〇	二	三	〇	六	四	〇	一	男	平成十四年	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	女		
〇	〇	一	〇	〇	二	三	〇	六	四	〇	一	計		

(単位 件)

別表三 国籍別の内訳

一 平成十年

国籍	一日未満			五日未満			十日未満			十日以上			隔離期間・隔離事由
	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	
バングラ デシュ	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
スリラン カ	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
中国	四	五	六	四	○	三	四	一	八	○	○	三	
イラン	○	○	三	○	○	二	○	○	二	○	○	一	
大韓民国	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	一	
ネパール	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	
ベトナム	○	○	一	○	○	○	○	一	○	○	○	○	
スイス	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	
アルジエ リア	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○	
ナイジエ リア	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ペルー	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	一	

(注) 「中国」とは、中華人民共和国及び台湾である(以下同じ)。

(単位 件)

二 平成十一年

十日以上			十日未満			五日以上			五日未満			一年以上			一日未満			国籍	隔離期間 ・ 隔離事由
三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号		
○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○							アフガニ スタン	
一	九	一	一	○	三	三	二	○	一三	一二	一							中国	
○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○							インドネ シア	
○	○	○	○	○	一	一	○	○	○	○	○							イラン	
○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○							アメリカ 合衆国	
○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○							ブラジル	

十日以上			十日未満			五日以上			五日未満			一日以上			一日未満			隔離期間 ・隔離事由	国籍
三号	二号	一号	三号	二号	一号	三号	二号	一号	三号	二号	一号	三号	二号	一号	三号	二号	一号		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	ン ニスタ アフガ	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	一	○	○	ユ ラデン バング	
○	○	二	一	○	一	○	○	二	○	○	二	三	○	四				中国	
○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○				イラン	
○	○	二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				エル イスラ	
○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				国 大韓民	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○				ン キスタ ウズベ	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○				リア アルジ エ	
一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				ピア エチオ	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○				ガー ナ	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○				エリア ナイジ	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○				ト ーゴ	
○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○				ル ブラジ	
○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○				ペル ー	

四 平成十三年

十日以上			十日未満			五日以上			五日未満			一日以上			一日未満			国籍
三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	
○	○	○	一	一	○	二	○	一	七	○	三	中国						
○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	インド ネシア						
○	○	○	○	○	○	○	○	一	二	○	○	イラン						
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二	大韓 民 国						
○	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	フィリ ピ ン						
○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	ベト ナ ム						
○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	ブル ン ジ						
○	○	○	○	○	○	一	○	一	二	○	一	ガー ナ						
○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ナイ ジ エ リ ア						
○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	ウ ガ ン ダ						
○	○	三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ブラ ジ ル						
○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ニュー ー ラ ジ ン ド						

五 平成十四年

十日以上			十日未満			五日以上			五日未満			一日以上			一日未満			隔離期間 ・隔離事由	国 籍
三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号		
○	○	○	○	○	○	二	○	二	○	○	○				アフガニ スタン				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				ミヤンマ ー				
○	○	○	○	○	一	一	○	一	二	○	○				中国				
○	○	○	○	○	○	○	○	二	一	○	三				イラン				
○	○	一	○	○	○	○	○	○	一	○	○				パキスタ ン				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二				ア エチオピ				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	五				ブラジル				
○	○	○	○	○	一	○	○	一	○	○	一				ペルー				

別表四 年別及び男女別の内訳

収容所等使用事由	年・男女			平成十年		平成十一年		平成十二年		平成十三年		平成十四年	
	一 号	二 号	三 号	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
東日本入国管理センター	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
西日本入国管理センター	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大村入国管理センター	〇	〇	〇	八	七	一五	二七	二四	一五	〇	〇	〇	〇
東京入国管理局	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
東京入国管理局成田空港支局	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
東京入国管理局横浜支局	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
名古屋入国管理局	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大阪入国管理局	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大阪入国管理局神戸支局	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
福岡入国管理局	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(注) 「一號」、「二號」及び「三號」は、処遇規則第十九条第一項各号に規定する戒具の使用事由をいう(以下別表Iまでにおいて同じ)。

(単位 件)

別表五 国籍別の内訳

国籍	収容所等・国籍・使用事由			年
	東日本入 国管理セ ンター	アフガニスタン	バン格拉デシュ	
ナイジェリア	三	二	一	平成十年
	号	号	号	
	〇	〇	〇	
ガーナ	三	二	一	平成十一年
	号	号	号	
	〇	〇	〇	
エチオピア	三	二	一	平成十二年
	号	号	号	
	〇	〇	〇	
パキスタン	三	二	一	平成十三年
	号	号	号	
	〇	〇	〇	
韓国	三	二	一	平成十四年
	号	号	号	
	〇	〇	〇	
イラン	三	二	一	
	号	号	号	
	〇	〇	〇	
中国	三	二	一	
	号	号	号	
	〇	〇	〇	
アフガニスタン	三	二	一	
	号	号	号	
	〇	〇	〇	
バン格拉デシュ	三	二	一	
	号	号	号	
	〇	〇	〇	

(単位 件)

西日本
入
国管理
センター
タ

ナイジェリア			大韓民国			イスラエル			イラン			インドネシア			中国			アフガニスタン			ペルー			ブラジル			トーゴ		
三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号			
○	—	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	四	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三	○	○

大村入国
管理セン
タ
東京入国
管理
局

ウガンダ			ブラジル			ド ニ ュ ー ジ ー ラ ン			中国			中国			イラン			パキスタン			フィリピン			トルコ			オランダ		
一 号	二 号	三 号	一 号	二 号	三 号	一 号	二 号	三 号	一 号	二 号	三 号	一 号	二 号	三 号	一 号	二 号	三 号	一 号	二 号	三 号	一 号	二 号	三 号	一 号	二 号	三 号			

国管理局			名古屋入			浜支局			東京入国管理局横			東京入国港支局			東京入国管理局成田空														
中国			中国			中国			ブラジル			ナイジェリア			モロッコ			ガンビア			ガーナ								
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一			
○	二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○
○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

大阪入国 管理局			大阪入国 管理局 神戸支局			大阪入国 管理局			大阪入国 管理局			大阪入国 管理局			大阪入国 管理局											
中国			中国			ガーナ			中国			ペルー			ブラジル			ウガンダ			イラン					
三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	一	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○

別表六 年別及び男女別の内訳

収容所等・使用事由	年・男女			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	一 号	二 号	三 号												
東日本入国管理センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西日本入国管理センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大村入国管理センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京入国管理局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京入国管理局成田空港支局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京入国管理局横浜支局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
名古屋入国管理局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪入国管理局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡入国管理局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡入国管理局那覇支局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(単位 件)

別表七 国籍別の内訳

収容所等・国籍・使用事由															年							
東日本入 国管理セ ンター			バングラデシュ			中国			イラン			パキスタン				エチオピア			ガーナ			
三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成十年
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成十一年
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	平成十二年
○	三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成十三年
○	○	○	○	二	○	○	○	一	○	○	三	五	○	○	三	○	○	○	○	○	○	平成十四年

(単位 件)

大村入国 管理センター									西日本入 国管理セ ンター											
ベトナム			中国			ペルー			ブラジル			イラン			中国			アフガニスタン		
三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号
○	一	○	○	一五	○	○	一	○	○	○	○	○	一	○	○	三	○	○	○	○
○	○	○	二	二	○	一	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	四	○	○	○	○	○	○	○	○	二	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	一	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二	三	○

東京入国 管理局			東京入国 管理局 成田空 港支局									東京入国 管理局 横 濱支局					
中国			中国			ナイジェリア			フィリピン			パキスタン			イラン		
一号	二号	三号	一号	二号	三号	一号	二号	三号	一号	二号	三号	一号	二号	三号	一号	二号	三号
○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	二	○	四
○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	一	○	○	○	一	一
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一

名古屋入 国管理局			大阪入 国管理局									福岡入 国管理局			福岡入 国管理局			那覇支 局			
中国			イラン			ガーナ			ブラジル			中国			ガーナ			中国			
一 号	二 号	三 号	一 号	二 号	三 号	一 号	二 号	三 号	一 号	二 号	三 号	一 号	二 号	三 号	一 号	二 号	三 号	一 号	二 号	三 号	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

別表八 使用状況別の内訳

収容所等・使用状況	年		平成十年	平成十一年	平成十二年	平成十三年	平成十四年
	隔離中	その他					
東日本入国管理センター	隔離中	その他	○	○	二	三	一四
西日本入国管理センター	隔離中	その他	○	一	○	二	○
大村入国管理センター	隔離中	その他	一五	二三	三	四	一
東京入国管理局	隔離中	その他	一	○	二	○	○
東京入国管理局成田空港支局	隔離中	その他	○	○	五	五	一
東京入国管理局横浜支局	隔離中	その他	○	○	○	○	○
名古屋入国管理局	隔離中	その他	○	○	○	一	○
大阪入国管理局	隔離中	その他	一	三	一	一	一
福岡入国管理局	隔離中	その他	○	○	一	○	○
福岡入国管理局那覇支局	隔離中	その他	○	○	○	○	○

(注) 使用状況欄の「隔離中」とは、処遇規則第十八条に基づき隔離を行った期間をいい、「その他」とは、それ以外の期間をいう(以下同じ)。

(単位 件)

別表九 年別及び男女別の内訳

収容所等使用事由	年・男女									平成十年	平成十一年	平成十二年	平成十三年	平成十四年
	東日本入国管理センター	西日本入国管理センター	大村入国管理センター	東京入国管理局	東京入国管理局横浜支局	名古屋入国管理局	大阪入国管理局	一	二					
男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
女	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
女	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
女	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
女	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
女	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(単位 件)

別表十 国籍別の内訳

東京入国 管理セン ター	大村入国 管理セン ター	収容所等・国籍・使用事由									年					
		中国			ブラジル	イラン			中国			アフガニスタン				
三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号		
○	二	○	○	九	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	平成十年
○	一	○	二	一五	一	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○	平成十一年
○	○	○	○	一	○	○	一	○	○	○	○	○	○	一	○	平成十二年
○	○	○	○	三	○	○	○	○	○	二	○	○	○	○	○	平成十三年
○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	平成十四年

(単位 件)

大阪入国 管理局			東京入国 管理局 横 浜支局									名古屋入 国 管理局									
中国			ブラジル			ウガンダ			イラン			中国			モロッコ			パキスタン			
三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	三 号	二 号	一 号	
○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○

別表十一 使用状況別の内訳

大阪入国管理局		名古屋入国管理局		東京入国管理局 横浜支局		東京入国管理局		大村入国管理センター		西日本入国管理センター		東日本入国管理センター		収容所等・使用状況	
														年	年
その他	隔離中	その他	隔離中	その他	隔離中	その他	隔離中	その他	隔離中	その他	隔離中	その他	隔離中	年	年
○	○	一	○	○	○	○	二	○	九	○	○	○	一	平成十年	
○	○	二	○	○	○	二	○	○	一八	○	一	○	○	平成十一年	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	二	○	○	平成十二年	
○	○	○	○	一	○	○	○	○	三	○	二	○	○	平成十三年	
一	○	○	○	○	○	二	○	○	○	○	一	○	○	平成十四年	

(単位 件)

別表十二 収容所等別の内訳

収容所等	年				
	平成十年	平成十一年	平成十二年	平成十三年	平成十四年
東日本入国管理センター	一	二	〇	二	三四
西日本入国管理センター	二	三	二	七	一〇
大村入国管理センター	一三	一二	三	六	六
東京入国管理局	八	四	一	六	八
東京入国管理局成田空港支局	〇	一	一	二	二
東京入国管理局横浜支局	一	〇	一	二	一
名古屋入国管理局	一	一	一	三	一
大阪入国管理局	一	〇	〇	一	〇
大阪入国管理局関西空港支局	〇	〇	一	一	〇
大阪入国管理局神戸支局	一	〇	〇	〇	二
広島入国管理局	〇	〇	〇	一	〇
福岡入国管理局那覇支局	一	〇	〇	〇	〇

(単位 件)

別表十三 収容所等別の内訳

収容所等	年				
	平成十年	平成十一年	平成十二年	平成十三年	平成十四年
東日本入国管理センター	〇	一	三	四	八
西日本入国管理センター	一	二	二	一	四
大村入国管理センター	二	四	〇	二	二
東京入国管理局	〇	〇	〇	〇	一
東京入国管理局成田空港支局	〇	〇	一	〇	〇
大阪入国管理局	〇	〇	〇	〇	一

(単位 人)

別表十四 定員

収容所等	年度				
	平成十年度	平成十一年度	平成十二年度	平成十三年度	平成十四年度
東日本入国管理センター処遇部門	四一	六四	六四	六四	六四
西日本入国管理センター処遇部門	四二	四二	五一	五一	五一
大村入国管理センター処遇部門	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
札幌入国管理局警備部門	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
仙台入国管理局警備部門	一五	一五	一五	一五	一五
東京入国管理局処遇部門	六四	六四	六四	六四	六四
東京入国管理局成田空港支局警備部門	一九	一九	一九	二四	四〇
東京入国管理局横浜支局警備部門	三五	三五	三五	四三	四三
名古屋入国管理局企画管理・処遇・執行部門	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
大阪入国管理局処遇・執行部門	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
大阪入国管理局関西空港支局警備部門	一八	一八	一八	一八	二〇
大阪入国管理局神戸支局警備部門	三六	三六	三六	三四	三四
広島入国管理局警備部門	一三	一三	一三	一三	一三
広島入国管理局下関出張所	八	八	八	八	八
高松入国管理局警備部門	九	一〇	一〇	一〇	一〇
福岡入国管理局警備部門	三〇	三一	三一	三一	三一
福岡入国管理局那覇支局警備部門	一六	一六	一六	一五	一五
福岡入国管理局鹿児島出張所	四	四	四	四	五

(注) 出張所にあつては、当該出張所における各年度末の入国警備官の定員である。

(単位 人)

別表十五 収容所等別の内訳

収容所等	年				
	平成十年	平成十一年	平成十二年	平成十三年	平成十四年
東日本入国管理センター	七八	一一三	七一	二三〇	七四二
西日本入国管理センター	一三	二六	四七	七三	二六三
大村入国管理センター	一二八	八〇	二四	一一三	七九
仙台入国管理局	〇	二	二	二	四
東京入国管理局	一八八	二六五	一八〇	一五八	一八八
東京入国管理局成田空港支局	二二	一〇	二二	三三	四八
東京入国管理局横浜支局	二三	二〇	二五	四四	一一七
名古屋入国管理局	二七	七四	六五	九三	九三
大阪入国管理局	一九	二四	六	四七	一八
大阪入国管理局関西空港支局	三	二	〇	四	三
大阪入国管理局神戸支局	八	九	一二	一〇	一一
広島入国管理局	〇	六	四	一〇	六
高松入国管理局	〇	一	〇	〇	〇
福岡入国管理局	二	三	四	九	三
福岡入国管理局那覇支局	〇	〇	一	〇	〇

(単位 件)